第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十二　挿入］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十四　挿入］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十六　挿入］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十六　挿入］

第７号の２様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十一　挿入］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十三　挿入］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十五　挿入］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十七　挿入］

第７号の２様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。